

学校法人敬心学園 介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

学校法人敬心学園

(住所) 東京都新宿区高田馬場1丁目32番15号

(事業の目的)

第2条 東京都介護職員初任者研修実施要綱等の規定を遵守し、関係法令の基準に従い、専門的な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけることを主として通学・通信によって教授し、基本的な介護業務を行なえる介護職員の養成を図り、我国の社会福祉に貢献する人材を育成することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

(研修の名称)

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

介護職員初任者研修（通信）

(年度事業計画)

第5条 平成26年度の研修は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	定員
第1回	平成26年8月4日～平成26年9月17日	40名
第2回	平成26年8月23日～平成26年12月14日	24名
第3回	平成27年2月2日～平成27年3月11日	40名
合 計		104名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

訪問介護事業に従事しようとする者もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回～ 第3回	授業料	74,600円	80,000円	一括納入	受講初日の 10日前
	テキスト代	5,400円			

※在學生は研修参加費用が免除となる。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修テキスト全2巻	中央法規

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当学園指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当学園は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当学園は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第13条 東京都が定める介護施設等で、過去3年間に6か月以上継続的に介護業務に従事した実務経験を有する受講生は、「介護実務経験証明書」の提出をもって以下の対象科目を免除する。

履修免除科目：職務の理解

- 1 (1) 多様なサービスの理解
- 1 (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解

(通信形式の実施方法)

第14条 通信形式の学習方法については次のとおりとする。

(1) 学習方法

印刷教材・インターネットによる自宅学習によりレポート課題を進めていく。

(2) 評価方法

課題の理解度により評価を行う。理解度の高い順にA, B, C, Dの4区分で評価した上で、D評価の受講生については、課題を再提出させて指導を行う。

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D、70点未満

(3) 個別学習への対応方法

自宅での個別学習による質疑等については、電話・FAX・質問票・メール等による指導を行う。

(研修修了の認定方法)

第 15 条 修了の認定は、第 9 条に定める全てのカリキュラムを履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行ない、その評価をまとめて項目全体の評価を行なう。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行なう。ただし、介護に必要な基礎的な知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。
- (3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価した上で、C 以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100 点を満点とする）

A = 90 点以上、B = 80～89 点、C = 70～79 点、D = 70 点未満

(研修欠席者の取扱い)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 5 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取り扱い)

第 17 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行なうことにより当該科目を修了したものとみなす。

ただし、補講にかかる受講料等については、1 科目 5,000 円を受講者の負担とする。

また、補講の実施は原則として当学園において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当学園で補講を実施する場合は「科目」ごとに、補講できるものとする。

(受講の取消し)

第 18 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 19 条 第 15 条により修了を認定された者には、当学園においては東京都介護職員初任者研修実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第 20 条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行手数料は 500 円とする。

(公表する情報の項目)

第 21 条 東京都介護職員初任者研修実施要綱 8 に規定する情報の公表に基づき、当学園ホームページ (URL : <http://www.nippku.ac.jp>) において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所等、代表者名、事業所名所、住所等、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数 (専任・兼任別)

(2) 研修情報

対象、研修のスケジュール (期間、日程、時間数)、定員、実習の有無、研修受講までの流れ (募集方法、申込方法等)、費用 (受講料、テキスト代)、留意事項、科目別シラバス、通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法、修了評価の方法、評価者、再履修等の基準、過去の研修実施回数 (年度ごと)、研修修了者数 (年度ごと)、申込・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

(研修執行担当部署)

第 22 条 本研修は、学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校通信教育部で行う。

(その他研修実施に係わる留意事項)

第 23 条 研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：日本福祉教育専門学校通信教育部 電話 03-3982-2800

(2) 研修実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講者等が知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者に指導を行う。

(4) 研修開始する際、受講者に身分証明書 (運転免許証、保険証等) を提示させ、本人確認を行なう。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当学園がこれを定める。

(附則)

この学則は平成 26 年 1 月 27 日から施行する。